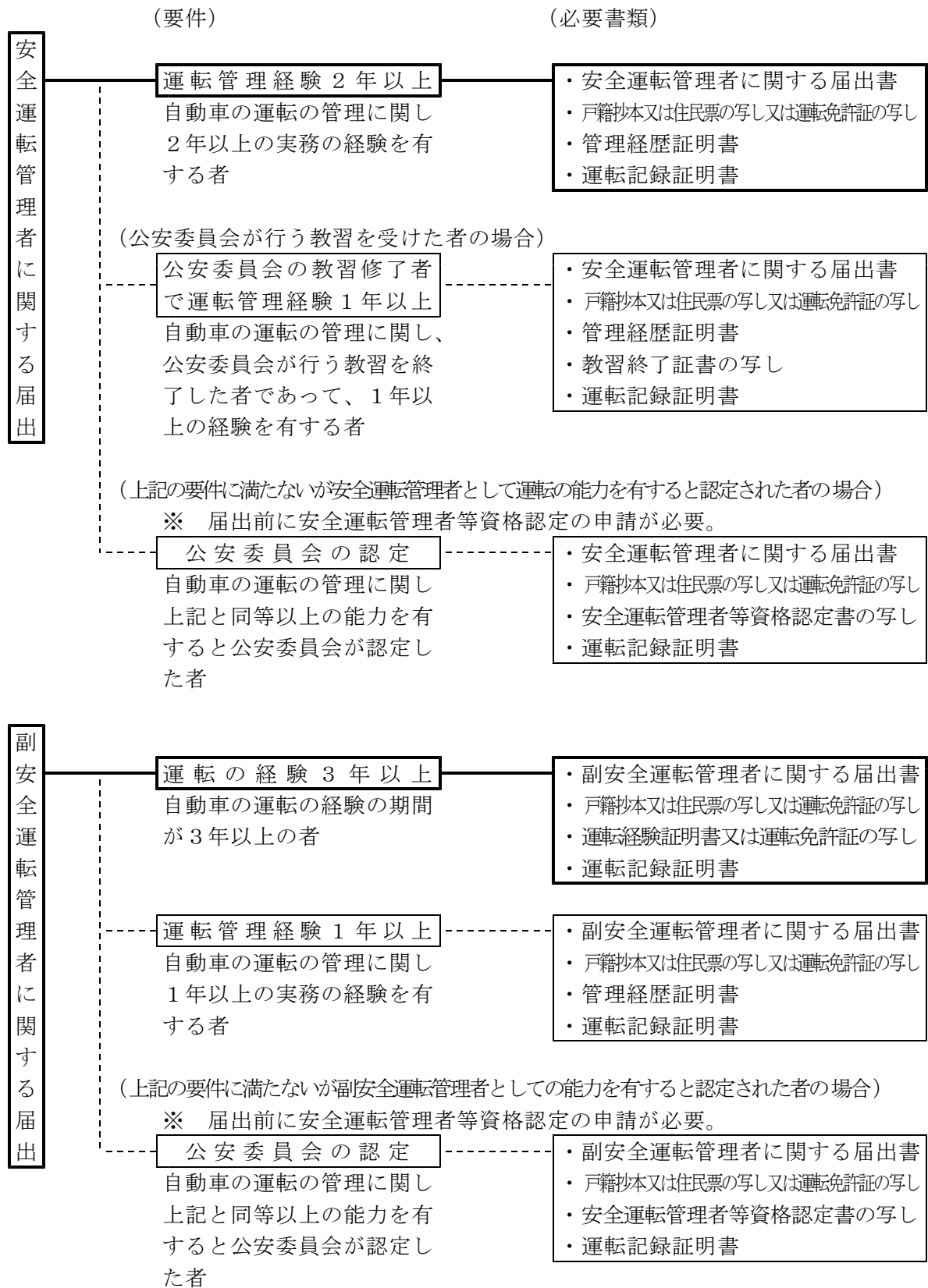


安全運転管理者等の届出に係る必要書類



- ※ 管理経歴証明書→ (施行細則)「自動車の運転の管理の実務の経験に関する経歴を証明するもの」
- ※ 運転経験証明書→ (施行細則)「自動車の運転経験の期間を証明するもの」
- ※ 各種疎明資料 (戸籍抄本又は住民票の写し、管理経歴証明書、運転記録証明書、安全運転管理者等資格認定書の写し、運転経験証明書) → 3ヶ月以内のもの